

## 監事監査報告書

監事は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項<sup>\*1</sup>及び第38条第2項<sup>\*2</sup>の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の2020事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)及びこれらの附属明細書)及び決算報告書等の監査を実施しました。

その監査の方法と結果について、下記のとおり報告します。

2021年6月29日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監事 三宅 正純

監事 小林 洋子

---

<sup>1</sup> 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

<sup>2</sup> 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

## 記

### I 監査の結果<sup>\*3</sup>

#### 1. 業務監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、効果的かつ効率的に事業が運営されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

#### 2. 会計監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、監査覚書にて指摘された改善事項への適切な対応を検討願います。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示していると認めます。

#### 3. 事業報告書についての意見

- (1) 事業報告書は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(2018年9月3日設定)」に従い、機構の状況を正しく示していると認めます。

### II 監査の方法及びその内容

監事は、「2020年度監事監査計画」に基づき、機構がその業務を、関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第19条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第38条)について、次の通り、監査を行いました。

---

<sup>3</sup> 「独立行政法人の監事の監査報告の記載例について」(総務省行政管理局)に従った書き方とした

## 1. 監査の進め方

ア 監事は、理事長と監事との了解<sup>\*4</sup>に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。

- 機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
- 会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
- 機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
- 理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
- 機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。

イ 監事は、理事長、副理事長と、原則として四半期毎に、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換を行いました。

また、監事は、監査の結果、是正又は改善を必要とする事項があると認めるときは、随時に、理事長に意見を述べるとともに是正等の措置を求め、その措置結果について報告を受けることとしております。

2020 年度においては、是正又は改善を必要とする事項は有りませんでした。なお、監事が指摘したその他懸念事項については適切に調査及び改善措置が行われました。

ウ 監事は、「監査役監査基準」<sup>\*5</sup>及び「監事監査指針」<sup>\*6</sup>を参考としながら、機構の業務運営のリスク評価に基づき、「2020 年度監事監査計画」を策定し、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。

エ 監事は、上記アからウまでの監査によって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

## 2. 2020 年度の監査活動

監事は、下記に述べる監査活動を行いました。

### (1) 重点監査

監事は、社会状況、機構の運営状況などをもとに、毎年度、重点監査事項を定めて監査を行っており、2020 年度は、JAXA 事業運営に係る法令や内部規程等に基づき構築されている内部統制システムの運用状況の監査として以下の項目の確認を行い、適切に運用されていることを確認しました。

- ア 業者選定に係る契約審査プロセス／RFP プロセス
- イ 倫理規程
- ウ 利益相反マネジメント(兼業緩和プロセスを含む)
- エ 内部通報制度
- オ 事業継続計画(BCP)関連運用状況

<sup>4</sup> 監事監査要綱(平成 15 年 10 月制定、令和 2 年 3 月 19 日改正)

<sup>5</sup> 公益社団法人日本監査役協会、平成 27 年 7 月 23 日改定版

<sup>6</sup> 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 平成 26 年 12 月制定

特に、政府による緊急事態宣言が発動された事業所における BCP の運用については、内部統制システムによる迅速かつ適切な情報共有と経営判断が行われるとともに、各事業所および部門単位での感染防止策をガイドライン化する等、役職員およびパートナーの健康・安全を最優先にしつつ、重要事業への影響を最小限に抑えることが達成できたと評価します。

また、より効果的な内部統制システムの構築を目指し、財務・調達業務プロセスの改善やハラスメント防止の仕組み構築等の重要課題に取り組んでいることを確認しました。引き続き、役職員のコンプライアンス意識の向上に努め、経営・事業方針を踏まえた業務執行にあたることを重要であると考えます。

## (2) 経常監査

ア 監事は、理事会議をはじめ、プロジェクト進捗報告会、事業進捗報告会、人材育成委員会、安全審査委員会、環境経営推進会議、新型コロナウイルス対策本部会議などの重要会議に出席し、業務の状況や課題が経営層に的確に報告され対処されているか、法令等に基づき問題が無いのか、理事長の意思決定が合理的になされているか、を確認しました。

また、監事は、機構が通則法第19条第6項で定める書類を主務大臣に提出しようとするときには、当該書類の調査を行いました(2020年度は、令和元年度決算関係書類の提出など)。

さらに、役職員等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、コンプライアンス事案に係る委員会等に出席し、機構全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、顕在化したコンプライアンス事案への再発防止等の対策が適切に行われているか、などに留意して監視・検証しました。

イ 監事は、機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、時宜に応じて情報が公表され、機構の説明責任が果たされているかについて、理事会議その他重要な会議や理事長が行う内部評価に出席し、あるいは、機構の業務運営における監査において、問題が無いことを確認しました。

ウ 監事は、主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、鹿児島宇宙センター、角田宇宙センター)について監査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、関係職員との対話、書類閲覧、一部施設設備の実地調査(内之浦宇宙空間観測所、角田宇宙センターのみ)等により確認しました。また、その他の事業所等については、大樹航空宇宙実験場及び勝浦宇宙通信所の現地往査を行いました。

さらに、主要な組織(ワーク・ライフ変革推進室、宇宙教育推進室、追跡ネットワーク技術センター、環境試験技術ユニット、航空技術部門コアエンジン技術実証プロジェクトチーム、第一宇宙技術部門(事業推進部、EarthCARE/CPR プロ

ジェクトチーム))について、事業の実施状況、管理状況などを、関係職員との対話、書類閲覧等により確認しました。

### (3) 契約の適正性についての監査

ア 監事は、四半期に一回開催される契約監視委員会に委員として出席し、調達等合理化計画の点検を行うとともに、サンプリングによる個別契約の審議を行い、随意契約の適正化及び一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を確認しました。

イ 監事は、5億円超の契約伝票(支出契約467件1,953.6億円及び収入契約38件738.1億円)の回付を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

ウ 監事は、随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会(開催37回、案件数213件)の報告を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

### (4) 財務諸表等の監査

ア 監事は、財務部と必要に応じミーティングを行い、財務会計システムの運用状況等の確認を行い、決算に向けた会計上の課題について意見交換を行いました。

イ 監事は、毎月合計残高試算表等の報告を受け、主な勘定科目の増減理由などについて説明を聴取しました。

ウ 監事は、2020年度の財務諸表及び決算報告書の提示を受け、会計基準の改正への対応などについて説明を聴取し、財務諸表等が必要な事項を正しく表示しているかどうか確認を行いました。

### (5) 会計監査人との連携

ア 監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、監査に立ち会う等、必要に応じて説明を求めました。

イ 監事は、会計監査人から、2020年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、2020年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。

ウ 監事は、会計監査人から、監査報告書の写しの提出並びに実施した監査及びその結果の報告を受け、監査報告の内容が適切であることを確認しました。

(6) 内部監査部門・業績評価部門との連携

監事は、評価・監査部と、定期的にミーティングを行い、内部監査の状況及び結果並びに業績評価の状況及び結果を把握しました。

また、監事補佐を担当する監事室とは密に連絡を取り合い、監事監査の状況及び結果について情報共有を図りました。

(7) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会(今年度はオンライン及び書面配布による開催)に出席したほか、他の国立研究開発法人の監事と情報交換を行い、監査の参考としました。また、独法等監事連絡会や日本監査役協会が提供するオンラインセミナー等に参加し、得られた情報を監事監査に反映しました。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定<sup>\*7</sup>において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項については、監事は、上記の監査活動の中で監査を行いました。

その結果、2020年度における、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の状況及び保有資産の見直しについての機構の取組みは、妥当であると認めます。

以上

---

<sup>7</sup> ・独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日)  
・独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成21年12月25日)  
・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日)  
・独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日)